

●ホテル約款・ご利用規則●

当ホテルではお客様に安全かつ快適にご利用いただく為、ホテル約款並びにご利用規則を定めております。

■適用範囲

第1条

1. 当ホテルが宿泊者との間で締結する宿泊契約及びこれに係る契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法例又は一般に確立された慣習によるものとしします。
2. 当ホテルが、法令及び慣習に反しない範囲で、特約で応じたときは前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとしします。

■宿泊契約の申し込み

第2条

1. 当ホテルに宿泊契約の申し込みをしようとする者は事項をホテルに申し出て頂きます。
 - (1) 宿泊者氏名
 - (2) 宿泊日及び到着予定時間
 - (3) 宿泊代金（原則として当ホテルが定める基本料金に第17条別表第1に基づく）
 - (4) その他ホテルが必要と求める事項
2. 宿泊客が、宿泊中に前事項第2条1.(2)の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルはその申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとし処理します。

■宿泊契約の成立等

第3条

1. 宿泊契約は当ホテルが前条の申し込みを承知した時に成立するものとしします。ただし、当ホテルが承知しなかったことを証明した時は、この限りではありません。
2. 前項の規定より宿泊契約が成立した時は、宿泊契約（3日を超える時は3日間）の基本宿泊料を限度として当館が定める申込金を、当ホテルが指定する日までにお支払いいただく場合があります。
3. 申込金は、宿泊者が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第17条の規定を適用する事態が生じた時は、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
4. 第2項の申込金を同項の規定により当館が指定した日までにお支払いいただけなかった場合は、宿泊の契約はその効力を失うものとしします。但し、申込金の支払期日を指定するに当たり、当館がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

■宿泊契約締結の拒否

第4条

1. 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の契約がこの契約にあてはならない時
- (2) 満室により客室の余裕がない時。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められた時。
- (4) 宿泊する者が伝染病であると明らかに認められた時。
- (5) 宿泊者に関し合理的な範囲を超える負担を求められた時。
- (6) 天災・設備の故障、その他やむを得ない事情により宿泊させることができない時。
- (7) 秋田県旅行業法施行条例六条【※1】の規定する場合に該当する時。
- (8) 宿泊しようとする者が暴力団、暴力団員、暴力団関係業・団体またはその関係者、その他反社会勢力（以下「暴力団等反社会勢力」という。）である場合。
- (9) 宿泊しようとする者が暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体である場合
- (10) 宿泊しようとする者が法人でその役員のうち暴力団員に該当する者のあるもの
- (11) 宿泊しようとする者が他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動をした場合
- (12) 宿泊しようとする者が当ホテル（館）もしくはその従業員に対し、暴力的要求行為を行い、または合理的範囲を超える負担を要求した場合

■宿泊者の契約解除権

第5条

1. 宿泊客は当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. 当ホテルは宿泊客がその責めに帰すべき理由により宿泊契約の全部又は、一部を解除した場合は、第17条別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。
3. 当ホテルは宿泊客が連絡をしないで宿泊当日の午後7時（到着予定時刻が明示されている場合はその時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しない時は、その宿泊契約は宿泊者により解除されたものとみなし処理することがあります。

■当ホテルの契約解除権

第6条

1. 当ホテルは次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
 - (1) 暴力団等反社会勢力
 - (2) 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体
 - (3) 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者のあるもの
 - (4) 他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動をした場合
 - (5) 当ホテル（館）もしくはその従業員に対し、暴力的要求行為を行い、または合理的範囲を超える負担を要求した場合
 - (6) 宿泊者が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められる時、又は同様の行為をしたと認められる時。

- (7) 宿泊客が伝染病であると認められた時。
 - (8) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められた時。
 - (9) 天災等の不可抗力に起因する事由により宿泊させることができない時。
 - (10) 客室での喫煙、消防設備に対するいたずら、その他ホテルが定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る）に従わない時。
2. 当ホテルが事前項の規定に基づいて宿泊契約を解除した時は、宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金は頂きません。

■宿泊の登録

第7条

1. 宿泊者は宿泊当日、当館フロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
- (1) 宿泊者の氏名、住所、連絡先、
 - (2) 海外からの方にあつては、国籍、旅券番号、入国地、入国年月日
 - (3) 出発日、出発予定時刻
 - (4) その他ホテルが必要と認める事項。
2. 宿泊客が第11条の料金の支払いを、宿泊券、旅館券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行うときは、予め前項の登録時にそれらを提示していただきます。

■客室の利用時間

第8条

1. 宿泊客が当ホテルの客室を利用できるのは、午後3時から翌朝10時迄とします。連続して宿泊する場合においては、到着日及び、出発日を除き、終日利用することができます。但し、宿泊出発日の変更、客室の満室等で連続して同じ客室を使用できない場合は、宿泊契約は分けて締結し、上記の規定には準じないものとします。
2. 当ホテルは前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。

この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。

チェックイン時間							
時刻	14時	13時	正午	11時	10時	9時	8時
1部屋	¥1,620	¥3,240	¥4,860	通常 宿泊料金	通常 宿泊料金	通常 宿泊料金	通常 宿泊料金
チェックアウト時間							
時刻	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時
1部屋	¥1,620	¥3,240	¥4,860	通常 宿泊料金	通常 宿泊料金	通常 宿泊料金	通常 宿泊料金

※ご予約状況によりご希望に添えない場合がございます。

また、内容が変更になる場合もございますので、予めご了承ください。

■利用規定の順守

第9条

1. 宿泊客は当ホテル内においては、当ホテルが定めた利用規則に従っていただきます。

■各部門営業時間

第10条

1. 当ホテルの主な施設等の営業時間は次の通りとし、その他の施設の詳しい営業時間は備え付けのパンフレット、各所の掲示、客室サービスディレクター等でご案内致します。
 - (1) フロントキャッシャー
 - イ) フロントサービス 22:00
 - ロ) 門限 24:00
 - (2) 飲食サービス
 - イ) 朝食（併設のレストラン）町家食彩館 2階 「かくのだ亭」にてご提供委託
AM 7:00 ~ 9:00
2. 前項の時間帯は、やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合は、適当な方法をもってその都度お知らせいたします。

■料金の支払い

第11条

1. 宿泊客が支払うべき宿泊料金の内訳は、第17条別表第1に掲げるところによります。
2. 前項の宿泊料金の支払いは、通貨（日本円）又は当ホテルが認めた宿泊券、クレジットカード等、これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際、又は当ホテルが請求した時に、フロントにおいて行っていただきます。
3. 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

■当ホテルの責任

第12条

1. 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行にあたり、又はそれらの不履行により宿泊客により宿泊に損害を与えた時は、その損害を賠償します。但し、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものではない時は、この限りではありません。
2. 当ホテルは万が一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

■契約した客室の提供ができない時の取扱

第 13 条

1. 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できない時は、宿泊客の了承を得て、出来る限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。
2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができない時は違約金相当の補償金を宿泊客に支払い、その賠償料は損害賠償に充当します。但し、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰す事由がない時は、補償金を支払いません。

■委託物等の取扱い

第 14 条

1. 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の賠償が生じた時は、それが不可抗力である場合を除き、当館は、その損害を賠償します。但し、現金及び貴重品については、当館がその種類及び価格の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかった時は、当館は 30 万円を限度としてその損害を賠償します。
2. 旅行客が当ホテルにお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当館の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じた時は、当ホテルはその損害を賠償します。但し、旅行客からあらかじめ種類及び価格の明告のなかったものについては、当ホテルに故意又は重大な過失がある場合を除き、15 万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。

■宿泊客の手荷物又は携帯品の保証

第 15 条

1. 宿泊客の手荷物が、宿泊に先だって当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解した時に限り責任を持って保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインの際保管場所の案内を受けられるものとします。
2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れた場合において、その所有者が予め当ホテルに対し取扱いの処置を指示した場合を除き規定の期間保管を致します。その所有者から指示がない場合や所有者が判明しない時は、発見日を含め 7 日間保管したのち、最寄りの警察署に届けます。
3. 前 2 項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第 12 条 1 項の規定に準じるものとします。

■駐車場の責任

第 16 条

1. 宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの委託にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。但し駐車場の管理にあたり、当ホテルの故意又は過失によって損害を与えた時は、その

賠償の責めに任じます。

■宿泊客の責任

第 17 条

1. 宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被った時は、当該宿泊者は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。但し、それがホテルの責めにかえすべき事由によるものでない時は、この限りではありません。

【別 表】

(第 1) 宿泊料金の算定方法 (第 2 条第 1 項及び第 12 条第 1 項関係)

		内 訳
宿泊客が 支払うべき	宿泊料金	(1) 基本宿泊料 (室料/朝食料)
	追加料金	(2) 追加、及びその他の利用料
総額	税金	消費税

1. 基本宿泊料は客室に掲示する料金表によります。
2. 小学生未満のお子様でベッドを必要としない場合(添い寝)は、宿泊料金はかかりません。
(お子様には、タオルやアメニティもございません。)
3. 朝食は、小学生以上は大人と同じ料金を頂戴いたします。
4. 子供料金は小学生以下に適用し、大人に準じる食事と寝具を提供したときは大人料金と同額、添寝以外で寝具を提供したときは1名につき2,000円×消費税をいただきます。

(第 2) 違約金 (第 6 条第 2 項関係)

契約申し込 み人数	契約解除の通知を受けた日						
	不 泊	当 日	前 日	2 日前	3 日前	5 日前	7 日前
9 名まで	100%	80%	50%	30%	30%		
10 名～	100%	80%	80%	80%	80%	50%	50%

備考

1. %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。
2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分(初日)の違約金を収受します。

上記宿泊約款第 9 条に定めのあるとおり、その遵守ご協力下さいますよう、お願い申し上げます。遵守いただけない場合は、やむを得ず、ご宿泊又は館内諸施設のご利用をお断り申し上げます。又、場合によっては損害をご負担頂くこともございますので特にご留意下さいますようお願い申し上げます。

■ 火災予防上お守りいただきたい事項

1. 灰皿のある場所以外でのご喫煙は固くお断りさせていただきます。
2. 客室には暖房用、炊事用等の火気、加熱物及びアイロン等の持ち込み、ご使用はおやめ下さい。
3. その他の火災の原因となるような行為はおやめ下さい。
4. 消防用設備等のいたずらは、安全の維持に支障が生じますのでおやめ下さい。

■ 安全上お守り頂きたい事項

1. お部屋のご案内ブックに避難経路図を表示しておりますので、予めご確認ください。
2. ご滞在中のお部屋からお出掛けになられる節には、施錠をご確認ください。
3. ご訪問客と客室内でのご面会のご遠慮願います。ご面会はロビーをご利用下さい。
(宴会コンパニオンも同様と致します。) 又、客室へのご連絡はフロントサービス係りにお申し付け下さい。

■ 貴重品、お預かり品及び遺失物のお取り扱いについて

1. 現金、貴重品については各お部屋のセーフティ BOX をご利用いただくか、事故防止のため、※お名前、連絡先を明示してフロントの貴重品預かりにお預け下さい。
2. ご滞在中の現金、貴重品等をフロントにお預けにならずに、滅失、毀損等によって生じた損害については、責任を負いかねますので予め、ご了承下さい。

■ お支払いについて

1. 料金支払いは、通貨（日本円）又は、当ホテルが認めた旅行小切手、宿泊券、若しくは当ホテル認定のクレジットカードに限り、ご出発時又当ホテルが請求したときフロントでお支払いいただきますので、ご了承下さい。尚、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に変わり得る方法によりお支払い頂くときは、事前にご提示下さい。
2. 旅行小切手以外のお支払い（通常小切手など）はお受け出来ませんのでご承知下さい。
3. 都合により、ご到着時にお預かり金（デポジット）を申し受けることがございますので、ご了承下さい。

■ その他お守りいただきたい事項

1. 館内にて他のお客様のご迷惑となるようなもの（犬、猫、その他動物等）、発熱又は引火性のもの、悪臭を発するもの、危険物となり得るもの、その他法令で所持を禁じられている物のお持ち込みはおやめ下さい。
2. 館内で、高声、放歌、喧騒な行為、とばく、風紀治安を乱すような行為、他のお客様の迷惑になるような言動はなさないよう、お願い致します。
3. 当ホテルの許可なく、客室、ロビー等を営業行為（展示、広告販売、宣伝販売等）などの他の目的にご使用にならないで下さい。
4. 館内の設備、備品の現状を著しく変形・変更、用途以外にご使用になることはおやめください。
5. 客室の窓側、廊下又はロビーなどに物品を陳列又は、放置しないようお願い致します。
6. 風呂及び洗面所のご使用後は必ず給湯水を止めて下さい。もしも、流し放しであふれさせますと隣室、階下室に被害が及ぶ場合がございますのでご注意願います。万一、被害が及んだ場合は損害の賠償を請求致します。
7. 未成年の方のみのご宿泊の場合、保護者の許可がないとお断りさせていただくことがありますのでご了承下さい。
8. エネルギーを大切に使う為、節電、節水にご協力の程、お願い致します。
9. 客室内よりお電話をご利用の際は施設利用料が加算されますのでご了承下さい。
10. 客室のルームカードキーを紛失された場合は、カードキー再発行料金として、2,000円×消費税を請求致します。

参考

※1 秋田県旅行業法施行条例 第六条 法第五条二号の規定により宿泊を拒むことができる理由は、次の各号に掲げるとおりとする。

一、宿泊しようとする物が泥酔し又は言動が特に異常であるため、他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められること。

一、宿泊しようとする者が営業者から請求があつたにもかかわらず、宿泊名簿に記載すべき事項を告げないこと。

●個人情報保護方針について●

この書面は、当ホテルが収集・保有する個人情報について、個人情報保護法の規定に従い個人情報の入手目的、利用、お取り扱い等について説明するものです。

1. 個人情報に対する当ホテルの基本姿勢

当ホテルは、個人情報保護法の趣旨を尊重し、これを担保するために「個人情報保護方針」「個人情報保護規定」「個人情報保護計画」を定め実行して参ります。

2. 当ホテルが保有する個人情報

当ホテルは、旅館業法第6条の規定に基づき当ホテルに宿泊されたお客様の宿泊者カード（宿泊者名簿）に記載された個人情報のほか宿泊予約カード、アンケート用紙、精算書等に記載された個人情報を保有しており、これらの情報は当ホテルのデータベースに登録されております。この中には個人情報保護法施行以前からの情報も含まれます。

※旅館業法第6条

- ① 営業者は、宿泊者名簿を備え、これに宿泊者の氏名、住所、職業その他の事項を記載し、当該職員の要求があったときは、これを提出しなければならない。
- ② 宿泊者は、営業者から請求があったときは、前項に規定する事項を告げなければならない。

3. 当ホテル保有の個人情報の利用目的

当ホテルは、保有する個人情報を以下の目的に利用します。

- ① 当ホテルがお客様に対して負う宿泊契約に基づく義務の履行及びその関連業務を遂行するため。

4. 当ホテル保有の個人情報の第三者への提供、共同利用

下記の場合を除き、当ホテルが保有する個人情報の第三者への提供はいたしません。下記以外に個人情報を第三者に提供する場合は、別途必要な措置を講じます。共同利用する場合は別途必要な措置を講じます。

- ① 料金の支払いを受けるためのクレジット会社への提供
- ② ホテル業務の運営もしくはお客様へのサービス提供の一部を第三者に委託している場合の当該委託先。この場合、委託先に対して秘密保持・目的外利用をしないように管理します。
- ③ 旅館業法に基づく監督官公署への提供、その他官公署への法令に基づく提供

5. 等ホテル保有の個人情報の保護対策

- ① 当ホテルの役職員その他従業員に対して個人情報保護のための教育を行い、当ホテル保有の個人情報を厳重に管理いたします。
- ② 当ホテルが保有するデータベースシステムについては、必要なセキュリティ対策を講じます。

6. 当ホテル保有の個人情報処理の外部委託

当ホテルが利用しているインターネットサーバーの運用・管理を以下の会社に委託しております。

NTT コミュニケーションズ(株) 金沢OCNサービスセンター
金沢市出羽町4-1

7. 苦情、訂正・利用停止等の申し出先

お客様は自己の個人情報について開示、訂正、利用停止等の権限を有しています。これらの権利の行使については以下にお申し付けください。お申し出に応じられないことがありますことを、あらかじめご承知おきください。この場合、ご本人であることを自動車運転免許証等で明らかにして下さい。

- ① 個人情報の取り扱い責任者 代表取締役 佐藤 永 / 支配人 菊田 茂
- ② 苦情・相談窓口担当者 代表取締役 佐藤 永 / 支配人 菊田 茂

〒014-0322

秋田県仙北市角館町七日町1番地1

株式会社 町家ホテル

代表取締役 佐藤 永

電話 0187-55-2001 F A X 0187-55-2221

E-MAIL info@machiya-hotel.jp

◆ 同文の書面はフロントデスクに常備されております。